

【1 分解説】バーチャル株主総会とは？

総合調査部 マクロ環境調査グループ 研究理事 河谷善夫

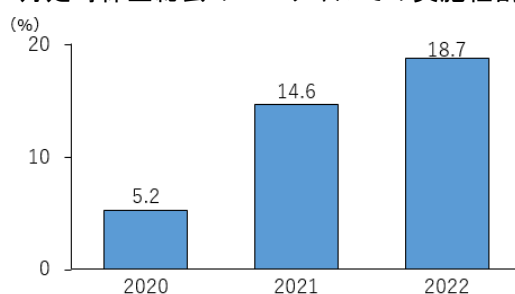
バーチャル株主総会とは、実際にはその場にはいない株主等がなんらかの形で参加する株主総会です。その形態から①ハイブリッド参加型バーチャル株主総会、②ハイブリッド出席型バーチャル株主総会、及び③バーチャルオンリー型株主総会の3種類に分けられます。

①は、実際の総会の場にはいない株主がWEBサイト等から中継動画を傍聴する形態で、法的には出席となりません。②は、総会の場にはいない一部の株主が、ネット等の手段で会社法的に出席するものです。③では、物理的な場で株主総会を開かず、株主等は全てインターネット等を通じバーチャルで出席することになります。

①、②は従来から会社法上も実施可能でしたが、③は、「場所」を定めるとする会社法の規程により実施不可能でした。しかし新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた産業競争力強化法の改正により、上場会社では経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合に限り、定款変更をした上でこの形態での総会の開催が可能となりました。

バーチャル株主総会は足元で増加傾向ですが、その中心は①の形態です。今後も①を中心にバーチャル株主総会の増加が見込まれます。③の形態の株主総会の急速な一般化はまだ想定されません。

資料 近年の6月定時株主総会のバーチャルでの実施社割合の推移



(出所) 東証公表資料をもとに第一生命経済研究所作成
(注) 2022年は速報値。各年の分母は3月末決算会社数。

関連レポート

・ここが知りたい『バーチャル株主総会について』(2022年8月)
<https://www.dlri.co.jp/report/dlri/194812.html>